

---

## 第 9 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 ( 第 5 日 )

平成 2 1 年 9 月 2 9 日 ( 火 曜 日 )

---

### 議事日程

平成 2 1 年 9 月 2 9 日 午前 9 時 3 0 分開議

#### 1. 開議宣告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 110 号 平成 20 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 議案第 111 号 平成 20 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第 112 号 平成 20 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 議案第 113 号 平成 20 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第 114 号 平成 20 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 115 号 平成 20 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 116 号 平成 20 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 117 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 118 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 119 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 120 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 121 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 122 号 平成 20 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 123 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 124 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 日程第 17 議案第 125 号 平成 20 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 126 号 平成 20 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 127 号 平成 20 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 128 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 129 号 平成 20 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 22 議案第 130 号 平成 20 年度大山町索道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 108 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 109 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 143 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 26 議案第 144 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 27 議案第 145 号 工事請負契約の締結について  
(本庁舎空調システム改修工事)
- 日程第 28 陳情第 1 号 『協同労働の協同組合法仮称の速やかなる制定を求める意見書』採択に関する陳情
- 日程第 29 陳情第 8 号 2010 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情
- 日程第 30 発議案第 9 号 「協同労働の協同組合法仮称の速やかなる制定を求める意見書」提出について
- 日程第 31 議員派遣について
- 日程第 32 閉会中の継続審査について (総務常任委員会 陳情第 7 号)
- 日程第 33 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 34 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 35 閉会中の継続調査について (経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 36 閉会中の継続調査について (議会改革調査特別委員会 所管事務調査)
- 日程第 37 閉会中の継続調査について  
(地域自治組織調査特別委員会 所管事務調査)
- 日程第 38 閉会中の継続調査について  
(地域産業活性化調査特別委員会 所管事務調査)
- 日程第 39 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)

---

## 本日の会議に付した事件

### 1. 開議宣告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 110 号 平成 20 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 111 号 平成 20 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 112 号 平成 20 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 113 号 平成 20 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 114 号 平成 20 年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 115 号 平成 20 年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 116 号 平成 20 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 117 号 平成 20 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 118 号 平成 20 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 119 号 平成 20 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 120 号 平成 20 年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 121 号 平成 20 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 122 号 平成 20 年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 123 号 平成 20 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 124 号 平成 20 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 125 号 平成 20 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 126 号 平成 20 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 日程第 19 議案第 127 号 平成 20 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 128 号 平成 20 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 129 号 平成 20 年度大山町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 22 議案第 130 号 平成 20 年度大山町索道事業会計決算の認定について
- 日程第 23 議案第 108 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 109 号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 143 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 26 議案第 144 号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 27 議案第 145 号 工事請負契約の締結について  
(本庁舎空調システム改修工事)
- 日程第 28 陳情第 1 号 『協同労働の協同組合法仮称の速やかなる制定を求める意見書』採択に関する陳情
- 日程第 29 陳情第 8 号 2010 年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情
- 日程第 30 発議案第 9 号 「協同労働の協同組合法仮称の速やかなる制定を求める意見書」提出について
- 日程第 31 議員派遣について
- 日程第 32 閉会中の継続審査について (総務常任委員会 陳情第 7 号)
- 日程第 33 閉会中の継続調査について (総務常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 34 閉会中の継続調査について (教育民生常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 35 閉会中の継続調査について (経済建設常任委員会 所管事務調査)
- 日程第 36 閉会中の継続調査について (議会改革調査特別委員会 所管事務調査)
- 日程第 37 閉会中の継続調査について  
(地域自治組織調査特別委員会 所管事務調査)
- 日程第 38 閉会中の継続調査について  
(地域産業活性化調査特別委員会 所管事務調査)
- 日程第 39 閉会中の継続調査について (議会運営委員会 所管事務調査)

---

**出席議員 ( 1 8 名 )**

1 番 竹 口 大 紀                      2 番 米 本 隆 記  
3 番 大 森 正 治                      4 番 杉 谷 洋 一

5 番	野 口 昌 作	6 番	池 田 満 正
7 番	近 藤 大 介	8 番	西 尾 寿 博
9 番	吉 原 美 智 恵	10 番	岩 井 美 保 子
11 番	諸 遊 壤 司	12 番	足 立 敏 雄
13 番	小 原 力 三	14 番	岡 田 聰
15 番	椎 木 学	16 番	野 口 俊 明
17 番	鹿 島 功	19 番	荒 松 廣 志

---

### 欠席議員（1名）

18 番 西 山 富三郎

---

### 事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照                      書記 …………… 柏 尾 正 樹

---

### 説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 森 田 増 範	教育長 …………… 山 根 浩
副町長 …………… 小 西 正 記	総務課長 …………… 田 中 豊
企画情報課長 …………… 野 間 一 成	住民生活課長 …………… 小 西 広 子
税務課長 …………… 中 田 豊 三	建設課長 …………… 押 村 彰 文
農林水産課長 …………… 池 本 義 親	水道課長 …………… 船 田 晴 夫
福祉保健課長 …………… 戸 野 隆 弘	人権推進課長 …………… 近 藤 照 秋
観光商工課長 …………… 小 谷 正 寿	大山振興課長 …………… 福 留 弘 明
診療所事務局長 …………… 斎 藤 淳	地籍調査課長 …………… 種 田 順 治
教育次長 …………… 狩 野 実	学校教育課長 …………… 林 原 幸 雄
社会教育課長 …………… 手 島 千 津 夫	幼児教育課長 …………… 高 木 佐 奈 江
農業委員会事務局長 …………… 高 見 晴 美	代表監査委員 …………… 松 本 正 博

---

### 午前9時30分 開会

#### 開議宣告

○議長（荒松廣志君） おはようございます。いよいよ今日は最終日でございます。討論・採決を中心に行っていただきます。

ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 諸般の報告

○議長（荒松廣志君） 日程第1、諸般の報告を行います。

大山町教育委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、「平成20年度大山町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検評価」についての報告がありました。その内容については、お手元に配布の報告書のとおりであります。

----- . -----  
**日程第2 議案第110号 ～ 日程第22 議案第130号**

**○議長（荒松廣志君）** 日程第2、議案第110号 平成20年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、議案第130号 平成20年度大山町索道事業会計決算の認定についてまで、計21件を一括議題といたします。

審査結果の報告を求めます。決算審査特別委員長 足立敏雄君。

**○決算審査特別委員長（足立敏雄君）** はい、議長。決算審査特別委員会の審査報告をいたします。報告書を皆さん方のお手元に配布してもらっていますのでご覧いただきたいと思っております。

読み上げて報告に代えます。決算審査特別委員会審査報告書、平成21年9月29日、大山町議会議長 荒松廣志様。決算審査特別委員会委員長 足立敏雄。

平成21年9月9日、平成21年第9回大山町議会定例会において設置された議員全員による決算審査特別委員会に付託された平成20年度一般会計及び各特別会計並びに企業会計の決算認定議案について審査いたしましたので、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告いたします。

1番、事件名は議案第110号 平成20年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第130号 平成20年度大山町索道事業会計決算の認定について、計21議案であります。

2番目、事件の内容は、決算審査であります。

3番目、審査の経過ですが、付託を受けた21議案について、分科会方式により、平成21年9月10日、11日、14日、15日の4日間審査を行いました。各会計の疑問点について、各担当課長に質問し説明を受けております。

24日には全体審査を行い、各分科会の長からそれぞれの分科会の審査報告を受け、質疑・答弁を行ったのち、全体の審査のまとめを行いました。4番目、審査の結果でございますが、付帯意見をつけて全議案について認定すべきものと決定いたしました。

5番目、付帯意見でございます。付帯意見のその1、20年度決算において、町民税・固定資産税、軽自動車税等の町税、それから国民健康保険税、住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、介護保険料、上・下水道使用料など、全てで6億1,627万5,546円の未収金がありました。このたび、新たに老人施設入所措置負担金や簡易水道使用料において滞納が発生している。

未収金は、19年度と比較し416万3,061円増加しているが、このほか新

たに、町税、国民健康保険税、介護保険料等で、1,598万1,724円の不納欠損処分が行われている。

長引く経済不況のもと、法的措置やインターネット公売の実施など、滞納対策への意欲的な取り組みは評価できるものの、滞納総額の49.8%を占める住宅新築資金等貸付金や、19年度と比較し徴収率が低下した国民健康保険税への対応は、行政喫緊の課題であり、関係各課総力をあげて、さらなる滞納対策の充実・強化に努められたい。

付帯意見の2、永年の懸案事項であった大山地区の種原、前、赤松、佐摩、豊房地区の5箇水については、段階的に上水道への移管の合意が得られたことは高く評価するが、残された開拓専用水道においても、中山地区と名和地区の料金統一化に向け、早期に協議を進められたい。

3番目、地籍調査事業の現在の進捗率は45.07%で、このままの職員体制と予算規模で事業を継続した場合、事業完了までにあと30年を要する見込みである。事業の推進が遅滞することに伴い、山林や宅地、田・畑など隣地との境界を認識されている土地所有者の高齢化が懸念されるため、事業の早期完了に向けて、職員体制の強化と予算規模の拡大に努められたい。特にこの案件につきましては、前年度の決算認定の時にも、付帯意見として付けておりますので、今回さらに重い付帯意見だというふうにご理解いただきたいと思います。

4番目、指定管理施設の一部において、サービス及び維持管理面で、クレームがあると聞いている。「大山町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第4条の各項において、指定管理者は「公の施設の効用の最大限の発揮やサービスの向上」について規定されているが、定期的な報告書の提出にとどまらず、町は常に現場に足を運び、管理の適正さや計画的業務の遂行について、管理・監督の義務を果たされたい。

また、来年3月には、平成19年4月に協定を締結した、社会体育施設、温泉館、地域休養施設等の指定管理期間が満了となるが、指定管理者が行う業務について、定期的に点検・評価が行われるシステムづくりを検討されたい。

5番目、高田工業団地の完売に伴い、20年度新たに所子工業団地の整備が行われた。団地整備により企業誘致のための基盤が整い、今後は早期に進出企業の確保が望まれる。企業誘致は、地域の雇用創出、人口の増加、若者定住につながり、地域の活性化にも有効であることから、経済不況下の現在において困難性は伴うものの、安価な地価、高速道への至近性等をアドバンテージに、企業への働きかけを積極的に行われたい。

以上の付帯意見を付けて全議案認定すべきものと決しました。以上です。

**○議長（荒松廣志君）** これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（荒松廣志君） これから議案第110号 平成20年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（荒松廣志君） 3番 大森正治君。どちらですか。

○議員（3番 大森正治君） 反対討論。

○議長（荒松廣志君） 許します。

○議員（3番 大森正治君） 平成20年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論をします。それは同和対策同和教育にかかる決算についてであります。わが国の人権問題の一つとしての部落差別、同和問題の解消は、国民的課題として1965年の同和対策審議会の答申、その4年後から始まる同和対策事業特別措置法の基に、さまざまな同和対策事業や同和教育の施策が行なわれてきました。その結果、33年間に及ぶ成果として、国の同和対策は、7年前の2002年3月31日をもって終了しました。今や、部落差別は解消の方向にあり、同和問題は基本的に解決したと言えます。

しかし、県や町は、国の特別措置法が終結した今も、同和対策を継続しています。大山町では、平成20年度の人権推進課関係の決算が、約1億1,700万円でありました。わたしは、真に同和問題の解決のためには、残された課題は、一般施策の中で取り組み、かつての同和地区を固定化するような特別扱いはしないという方向に切り替えるべきだと考えます。つまり同和地区、同和地区外といった垣根を作らず、対等平等の関係に基づいて、同和地区、同和地区外という意識や関係を無くすということであり、そのため同和対策のこれ以上の継続は、真の解決に逆行するものであり、同和対策の決算を持つ一般会計の認定には、反対するものです。以上です。

○議長（荒松廣志君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） はい、今の森議員に対して、賛成の立場で意見を述べます。この決算審査の…。

○議長（荒松廣志君） 森議員に対しての。

○議員（9番 吉原美智恵君） 申し訳ありません。

○議長（荒松廣志君） 決算についての。

○議員（9番 吉原美智恵君） 決算についての賛成の立場で意見を述べます。ただいま森議員は、同和問題は今、同和問題はもうほとんど解決されたと申されました。けれども今大山町においてもまだ結婚差別の事例もあります。結婚できない



若者もあります。それから固定資産税の減免の制度が今見直されようとしておりますけれども実際に、今の現状を申し上げますと、表面では、土地の価格は一緒になっていますが、実際の取引においては、被差別部落の土地に関しては、今だに低額になっており、銀行の抵当にも入りません。そして実際に今の土地の価格を知らずに、上福の土地を買われた米子の方が、そのことを知らされて手放され、低価で家を買われております。そういう現状がありながら、わたしたち被差別部落の住む者たちにとっても本当は正当に評価していただきたいと思っております。まだまだ今の現状では、追いつかない状態であります。確かに低所得者全員に、施策がされるべきでありましょうが、今の時点では、まだ差別が残っております。ですので、将来的には、解決の方向で同等な施策をお願いしたいとこちらの方からも、被差別部落の立場からも思います。けれども今の時点では、この施策がないと実際に被差別部落への偏見がある限り、まだまだ必要であると考えますので、この決算審査に対して賛成の審査を述べました。

○議長（荒松廣志君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第110号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案を委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第110号は、認定することに決定いたしました。

（吉原美智恵議員 退席）

----- . ----- . -----  
○議長（荒松廣志君） これから議案第111号 平成20年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第111号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第111号は、認定することに決定いたしました。

----- . ----- . -----  
○議長（荒松廣志君） 次に、議案第112号 平成20年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はあり

ませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第112号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第112号は認定することに決定いたしました

----- . ----- . -----  
○議長（荒松廣志君） 次に、議案第113号 平成20年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第113号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第113号は、認定することに決定いたしました。

----- . ----- . -----  
○議長（荒松廣志君） 次に、議案第114号 平成20年度大山町地域休養施設特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第114号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第114号は、認定することに決定いたしました。

----- . ----- . -----  
○議長（荒松廣志君） 次に、議案第115号 平成20年度大山町老人居室整備資金及び障害者住宅整備資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第115号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第115号は、認定することに決定いたしました。

○議長（荒松廣志君） 次に、これから議案第116号 平成20年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第116号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第116号は、認定することに決定いたしました。

○議長（荒松廣志君） 次に、議案第117号 平成20年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（荒松廣志君） 3番 大森正治君、反対ですか。

○議員（3番 大森正治君） 反対討論。

○議長（荒松廣志君） はい、許します。

○議員（3番 大森正治君） 平成20年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対の立場で討論をしたいと思えます。

長引く不況の下で、失業者は増え、賃金は下がる一方なのに、税金や法的負担金など、国民町民の負担は下がることがほとんどなく、町民の暮らしの困窮度はますます深まっているという現状があります。公的負担金の一つでありますこの国民健康保険税に目を向けてみますと、わたしも6月議会の一般質問でも述べましたように国保税は高い、払いたいけど払えない。だから国保税を引き下げて欲しい、そういう要求が多く挙がっております。

その反映として国保税の滞納金に現れています。平成20年度の現年度分、過年度分の合計が、1億4,800万円、これは固定資産税滞納金の2倍近くにも及ん

でおります。こういった中で、平成20年度の実質収支は、1億5,689万円の黒字になっております。

また国保会計の基金は、3億8,590万円もあります。医療費の動向に不安定要素を含んでいるとは言え、あまりにも膨大な繰越金であり、基金ではないでしょうか。これらを国民健康保険税の引き下げに活用して、町民の負担感を和らげ、家計を応援することによって、滞納者の増加を抑え医療抑制による病状の重症化という悪循環を防ぐこともできます。住民の命と健康を守る責任がある自治体には、被保険者の負担軽減策が求められています。しかしこのような施策がほとんど図られていないといえます。よって私は本決算の認定に反対します。

○議長（荒松廣志君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（荒松廣志君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 議案第117号につきまして賛成の立場から討論させていただきます。

そもそも決算の認定ということにあたりましては、この平成20年度の大山町国民健康保険特別会計の予算が、議会で承認された本来の予算の目的の通りに、執行されたか、適正・適法に事務が処理され、決算がなされたかをチェックし、われわれは議員としてチェックし、それを認定すべきものと考えます。当然国保の税率については、平成20年度5月の国保の運営協議会で、税率が決められ、それにしたがって国保税も徴収されたものでございます。

われわれ議会は、特別委員会でこの国保特別会計についても審査した結果、国保税の滞納額が、前年度に比較して増えているということで、それについての対応をしっかりと新年度でするようにということで、意見を付して認定すべきものというこの委員長報告を出したところであります。それにしたがってわれわれは、この国保の特別会計についても認定すべきものというふうにわたしは考えますので、賛成の立場として討論といたします。以上です。

○議長（荒松廣志君） 他に討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第117号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第117号は、認定することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） 次に、議案第118号 平成20年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第118号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第118号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . -----  
○議長（荒松廣志君） 次に、議案第119号 平成20年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第119号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第119号は、認定することに決定いたしました。

----- . ----- . -----  
○議長（荒松廣志君） 次に、議案第120号 平成20年度大山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第120号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第120号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . -----  
○議長（荒松廣志君） 次に、議案第121号 平成20年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第121号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第121号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . -----  
○議長（荒松廣志君） 次に議案第122号 平成20年度大山町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第122号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第122号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . -----  
○議長（荒松廣志君） これから議案第123号 平成20年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第123号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第123号は、認定することに決定しました。

----- . ----- . -----  
○議長（荒松廣志君） これから議案第124号 平成20年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第124号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第124号は、認定することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） これから議案第125号 平成20年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第125号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第125号は、認定することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） 次に議案第126号 平成20年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第126号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第126号は、認定することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） 次に、議案第127号 平成20年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第127号を採決します。

○議長（荒松廣志君） 本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第127号は、認定することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） 次に、議案第128号 平成20年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第128号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第128号は、認定することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） 次に、議案第129号 平成20年度大山町水道事業会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第129号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第129号は、認定することに決定しました。

○議長（荒松廣志君） 次に、議案第130号 平成20年度大山町索道事業会計決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第130号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。



[ 賛成者起立 ]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第130号は、認定することに決定しました。

---

#### 日程第23 議案第108号

○議長（荒松廣志君） 日程第23、議案第108号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第108号を採決します。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第109号

○議長（荒松廣志君） 日程第24、議案第109号 大山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第109号を採決します。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第143号

○議長（荒松廣志君） 日程第25、議案第143号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定についての討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第143号を採決します。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第143号は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第26 議案第144号**

○議長（荒松廣志君） 日程第26、議案第144号 大山町大山辺地に係る総合整備計画の策定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第144号を採決します。

本案は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第144号は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第27 議案第145号**

○議長（荒松廣志君） 日程第27、議案第145号 工事請負契約の締結について（本庁舎空調システム改修工事）を議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。議案第145号 工事請負契約の締結について（本庁舎空調システム改修工事）でございます。これの締結につきまして、提案理由の説明をいたしたいと思っております。

平成21年9月18日付けで本庁舎空調システム改修工事に関する仮契約を締結いたしましたところであります。

この工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、「本庁舎空調システム改修工事」であります。契約金額は、5,061万円、工期は、議会議決の日の翌日から平成21年12月11日まで。契約の相手方は、米子市吉岡319番地15、有限会社新生電気工事 代表取締役 渡部幸男、契約の方法は、指名競争入札でございます。以上で議案第145号の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒松廣志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（17番 鹿島 功君） 議長、17番。

○議長（荒松廣志君） 17番 鹿島 功君。

○議員（17番 鹿島 功君） ただいま説明がありました本庁舎の空調施設ということでございますが、この工事請負契約につきましては、この空調のみでござい

でしょうか、それとも電気等も含めてでしょうか、その他のことも入っておるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荒松廣志君） 答弁、森田増範君。

○町長（森田増範君） 事業の内容でございます。詳細を担当課長の方から述べさせたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○総務課長（田中 豊君） 議長。

○議長（荒松廣志君） 総務課長、田中 豊君。

○総務課長（田中 豊君） ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思いません。工事内容でございますけれども、エアコンの設置、重塩害仕様のものを43台と、それからキュービクルの増設、それと現在使用しておりますボイラーを撤去すると、エアコン関係全て電気で賄うということでの内容でございます。それと当初お話ししておりました天井ファン、扇ですけれどもこれは地元業者ということで別発注で契約を既に済ませているところでございます。以上であります。

○議員（17番 鹿島 功君） 了解。

○議長（荒松廣志君） 他に質疑ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第145号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、議案第145号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第28 陳情第1号

○議長（荒松廣志君） 日程第28、陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書」採択に関する陳情についてを議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長 小原力三君。

○総務常任委員長（小原力三君） はい、議長。ただいま議題となりました陳情第1号について、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。審査年月日は、平成21年9月14日、審査人員は全員の7名でございます。

陳情第1号 『協同労働の協同組合法、仮称でございます、の速やかなる制定を求める意見書』採択に関する陳情であります、「協同労働の協働労働組合」法制化を目指す市民会議準備室から提出されたものであります。高齢者、障害者をはじめ、

働く機会に恵まれない人々が、自ら働く機会を作ることができるようにするため、また、介護・福祉サービスや子育て支援の必要性が増しているといったさまざまな社会問題を解決する一つ的手段として「協働労働」の法整備を求めるもので、平成21年6月16日に付託を受け、継続審査としていたものでございます。

現在の法律では、労働者が雇用主に雇われる形の雇用労働しか想定されていませんが、協働労働とは、働く人が出資者と経営者も兼ねる形のもので、一般的な企業とNPOの中間的な位置づけとして、必要な法整備を求めるものでございます。一般的には、なじみの薄い考え方でもあり、9月14日には、陳情者に陳情の趣旨、協働労働の概念等について直接説明を受け、法制化の必要性、問題点について検討をした結果、多様な働き方をもたらす、雇用の場が増えることが期待できるとして、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。以上であります。

**○議長（荒松廣志君）** これから陳情第1号「協働労働の協働組合法（仮称）の速やかなる制定を求める意見書」採択に関する陳情についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒松廣志君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（荒松廣志君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（荒松廣志君）** 起立多数です。従って、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

## 日程第29 陳情第8号

**○議長（荒松廣志君）** 日程第29、陳情第8号 2010年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情についてを議題といたします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長 諸遊壤司君。

**○教育民生常任委員長（諸遊壤司君）** ただいま議題となりました陳情第8号について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成21年9月14日、審査人員は全員の6名で行いました。件名は、2010年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情でございます。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会基盤づくりにとって重要なことではあります。陳情事項の3項目、奨学金制度を現在の「貸与」方式から「給付」方式に改正することについては、現制度との整合性や現制度の利用者への対応など問題が多いといたしまして、採決の結果、採択1名、趣旨採択1名、不採択3名で、結果不採択と決しました。以上で教育民生常任委員会の審査結果の報告を終わります。

**○議長（荒松廣志君）** これから陳情第8号 2010年度国家予算編成において、教育予算拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

**○議員（3番 大森正治君）** 議長、3番。

**○議長（荒松廣志君）** 3番 大森正治君。

**○議員（3番 大森正治君）** ちょっとお聞きしたいんですけども、この陳情事項の3番目の奨学金制度を貸与から給付にして欲しいというこの要求に対して、現制度の整合性とか、現制度の利用者への対応など問題が多いということですが、ちょっとよく分からないですけれども、具体的にどういう問題があるんでしょうかね。整合性の問題とか、利用者への対応など、問題っていうのは。よろしくをお願いします。

**○議長（荒松廣志君）** 答弁、教育民生常任委員長 諸遊壊司君。

**○教育民生常任委員長（諸遊壊司君）** はい、議長。大森議員の質問でございますけども、金額はちょっとここでは分かりませんが、今新聞紙上で奨学金を借りられた人が社会人になられて、返納されない、返金されない人がたくさんおられます。金額的には、申し訳ないここに金額分かりませんが、何億という金額が残っております。それは大森正治議員もよくご存じだと思います。で、われわれ教育民生としては、やはり借りたものは返す、ましてその借りたお金で、奨学金で自分の思う学校、大学、専門学校に行かれて、自分で職業を持たれて、それで仕事についておられる、そういう基本的なことができていない人が多い世の中でございます。ご存じですね、そのことは、あなたも。そういう人が現実にながら貸与から給付と、全部、まあ、あげる、無償で出すということはおかしいではないかということが、委員会の一致した、一致と言いますか、議論した中身でございます。で、結論が、1対1対3名で不採択としたわけでございます。答弁になったでしょうか。

**○議長（荒松廣志君）** 他に質疑ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（荒松廣志君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

**○議員（3番 大森正治君）** 議長、3番。

**○議長（荒松廣志君）** 3番 大森正治君、反対ですか。

**○議員（3番 大森正治君）** はい、そうです。

**○議長（荒松廣志君）** 反対討論、許します。

**○議員（3番 大森正治君）** この陳情者のタイトルには大きく教育予算拡充を求めるといふこととあります。総論的には非常に大事なことといふことで、先ほどの報告もあったわけですが、そこを重視すべきかなといふふうには思います。ここの陳情もいちいち最もだなどいふふうには、思います。それはもう皆さんもご存じの通り、これだけの経済状況の中で、社会の貧困と格差、これが本当にずっと広がってきているという実態があるわけですが、これは教育の面においてもそれが出てきていると。家庭の貧困が子どもたちの教育の貧困にも現れていて教育の機会、均等が崩れてきていると、これはやっぱり由々しき事態だろうといふふうには思います。どの子にも行き届いた教育を保障するというのは、国の責務でもあるし、また自治体の責務でもあるとわたしは思います。それはどの子も一人ひとりが貴重な限りのない存在ですし、伸びる可能性を持っておる存在であります。ですから一人ひとりを大事にする観点でも、教育の機会を均等に保障するといふことは大事なわけですが。そのためにも、国家予算をもっと投入しなければならないといふふうにはわたしは思うし、また各自治体においてもその努力はしなければならないといふふうには思うわけですが。

ところがですね、国の方は、ずっとこの教育予算を減らしてきておる実態があるんですね。例えば陳情者の理由の中にもありますように、義務教育費国庫負担制度というのがありますけども、これがずっとなし崩し的に崩されてきて、現在ね、国の負担の割合が2の1だったのが、3分の1になっておるんです。これも大きな自治体にとっても痛手なわけですが、これをせめて元に返すだけでも教育は充実するといふふうには思うんですね。で、その他あるわけですが、相対的に日本の教育予算というものは、非常に貧困であるといふことが、先のマスコミの報道でもありました。これも前から言われていることなんですけれど、あまり表面に出てきていませんでした。今回マスコミが大きく取り上げたのは、大きく取り上げたのは、やっぱり理由があると思うんですね。OECD諸国の中で、昨年度は最下位の教育費なんですね。これはGDP費に対してですけど。今年度は下から2番目という低い教育予算なわけですね。こういう日本の実態であっていいのかと。経済大国日本が将来を荷負う子どもたちを育てるために教育にお金を注がないでどうするのかといふふうにはわたしは思うんです。まあ、奨学金の問題がありましたけども、これも貧困家庭からみれば、貸与よりも給与がよりいいわけであって、これは低所得者の家庭の指定に対する奨学金制度なわけですから、これも私はずけりではないかと、できないことではないといふふうには思うんです。

ですから、この教育予算の拡充を求める陳情は、是非わたしは採択すべきだと、大山町の子どもたちの将来を育てるためにも必要だろうといふふうには思います。以上です。

**○議長（荒松廣志君）** 次に賛成討論を許します。賛成討論ありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。これから陳情第8号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（荒松廣志君） 起立少数です。従って、陳情第8号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時45分 再開

日程第30 発議案第9号

○議長（荒松廣志君） 再開いたします。日程第30、発議案第9号 「協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書」提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 総務常任委員長 小原力三君。

○総務常任委員長（小原力三君） はい、議長。発議案第9号 「協同労働の協同組合法（仮称でございます）の速やかなる制定を求める意見書」提出について、提案理由のご説明をいたします。

発議案第9号は、総務常任委員会で陳情第1号を審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読させていただきます。

「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書、日本社会の急速な少子・高齢化は、様々な課題を日本社会に投げかけ、新たなライフスタイルと、それを支える社会システムの構築が求められています。とりわけ、年金・医療・福祉などの社会保障制度は勿論のこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々の増大が、社会問題となっています。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、様々な分野に格差を生じさせました。

とりわけ労働環境の問題は深刻さを増しています。失業と合わせて「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障害を抱える人々や社会との繋がりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

こうした課題を解決するために、市民自身が協同で地域に必要な仕事を自ら起こし、社会に貢献する喜びや尊厳を大切にして働き、人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す、自立的で新しい働き方が今、日本の社会に着実に広がりつつ

あります。労働者協同組合（ワーカーズコープ）、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など、「協同労働」という新しい働き方を求めている団体や人々を含めると10万人以上存在すると言われていています。

しかしながら、「協同労働の協同組合」の制度を承認する他のG7各国と異なり、働く人、利用者及び支援者が協同して新しい事業とその経営組織を生み出そうとする法制度を承認し、また振興する法の仕組みがありません。

すでに、欧州などでは、「社会的協同組合法」（イタリア）、「生産労働者協同組合」（フランス）等という名称の法律となり、失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求めている人々にとって、仕事おこし、地域再生を図る有効な制度となっております。

これらの活動の社会的意義をふまえ、日本においても「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、8,000を超える団体がこの法制化に賛同し、国会でも超党派の議員連盟が発足して法制化の検討が始まりました。

誰もが「希望」と「誇り」を持ち、「安心」と「豊かさ」を実感できるコミュニティをつくり、人との「つながり」や社会との「つながり」を感じられるという、新しい働き方の必要性が高まっています。こうした働き方と、これに基づく非営利の事業体は、住民の自発性と主体性を基盤に、新しい公共と市民自治、まちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることの困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

上記の理由により、国会においても、社会の実情を踏まえ、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

年月日ですけれども2009年9月29日鳥取県大山町議会、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣であります。以上、発議案第9号の提案理由の説明を終わります。

**○議長（荒松廣志君）** これから発議案第9号「協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書」提出についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

**○議長（荒松廣志君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

**○議長（荒松廣志君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕



○議長（荒松廣志君） 起立多数です。従って、発議案第9号は、原案のとおり可決されました。

----- . -----  
(吉原美智恵議員 入室)

### 日程第31 議員派遣について

○議長（荒松廣志君） 日程第31、議員派遣についてを議題にします。

会議規則第119条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、11月13日に湯梨浜町で開催されます鳥取県町村議会女性議員研修会及び11月27日に北栄町で開催されます鳥取県町村議会議員研修会にそれぞれの議員の派遣をしたいと思えます。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣することに決定いたしました。

### 日程第32 総務常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（荒松廣志君） 日程第32、総務常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しています申し出書のとおり、陳情第7号「談合・不当な裏金分配により大山町が受けた損害回復に関する陳情」について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第7号「談合・不当な裏金分配により大山町が受けた損害回復に関する陳情」について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、陳情第7号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

### 日程第33 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第33、総務常任委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第34 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第34、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） ご異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第35 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第35、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました

---

#### 日程第36 議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第36、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会改革調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第 3 7 地域自治組織調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第 3 7、地域自治組織調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

地域自治組織調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 7 5 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第 3 8 地域産業活性化調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第 3 8、地域産業活性化調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

地域産業活性化調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 7 5 条の規定によって、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第 3 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（荒松廣志君） 日程第 3 9、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、お手元に配布しておりますの申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を、円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査したい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（荒松廣志君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 閉会宣告

○議長（荒松廣志君） これで本定例会に付議された案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。平成21年第9回大山町議会定例会を閉会します。ごくろうさん  
でございました。

○局長(諸遊雅照君) 互礼を行います。一同起立。礼。

---

午前11時 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員

